三　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町十一番二十五号　ＡＸＣビル六階　環境省東北地方環境事務所 福島環境再生事務所除染対策第一課 電話番号　〇二四（五七三）七三三〇

四　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十七年十月

五　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表下欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第三号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

六　法第三十条第六項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の前号の意見書の提出がなかったときは、当該土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

○東北地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月八日

東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
福島県伊達郡国見町大字藤田字日渡三五番二から同町大字藤田字藤田二四番三まで	前	三一・三〇～三七・六一メートル	〇・二二二キロメートル
	後	三四・七七～一六三・九〇メートル	〇・二二二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月八日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
市川市北国分三丁目三六六番一から同市堀之内二丁目三七一番二地先まで	前	七五・八〇～八三・九七メートル	〇・〇二二キロメートル
	後	八一・二九～一一〇・〇六メートル	〇・〇二二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

七月六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を来年から禁止する法案が成立されるまでに政府がおこなった対応等に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

自民党が勉強会に招いた講師が報道機関に対し威圧発言をされたことに係る安倍首相の国会答弁に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

議事日程

七月七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三十号

平成二十七年七月七日（火曜日）

午後一時開議

第一　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第二　内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議案提出

七月六日議員から次の議案が提出された。

政策評価制度に関する決議案（松村祥史外十六名発議）

要求書提出

七月六日発議者から、次の議案についての委員会審査省略要求書が提出された。

政策評価制度に関する決議案（松村祥史外十六名発議）

質問主意書提出

七月六日議員から次の質問主意書が提出された。

昭和四十七年の政府見解の論理の解釈に関する再質問主意書（中西健治提出）（第一九二号）

いわゆる新三要件の従前の憲法解釈との論理的整合性及び法的安定性に関する再質問主意書（中西健治提出）（第一九三号）

各地方厚生（支）局分室等における選定委員会に関する質問主意書（西村まさみ提出）（第一九四号）

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応に関する質問主意書（石上俊雄提出）（第一九五号）

改正児童ポルノ禁止法施行に関する再質問主意書（山田太郎提出）（第一九六号）

質問主意書転送

七月六日次の質問主意書を内閣に転送した。

パチンコ営業に対する規制の在り方の一部不明確な点に関する第三回質問主意書（小見山幸治提出）（第一九一号）

人事異動

法務省

（名古屋地方検察庁検事）検事　木下　啓

名古屋地方検察庁岡崎支部勤務を免ずる

（東京地方検察庁検事）検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　山田　悠貴

名古屋地方検察庁検事に配置換する

名古屋地方検察庁岡崎支部勤務を命ずる

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する

（東京地方裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　髙嶋　諒

（同）同　津島　享子

（東京家庭裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）同　雨宮　隆介

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する（各通）（以上七月一日）

○定年退官

鹿児島区検察庁副検事宮原徹は、検察庁法第二十二条の規定により七月三日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する（各通）

岩城　嘉市　梶原　長二

三浦　豊　渡邊　勤

従五位に叙する（各通）

岩木　幹夫　海野　幸弘　大山　三夫

奥田　数巳　鈴木　秀男　筒井　武男

津留　高穂　藤原　次丸　藪林　定美

正六位に叙する（各通）

今井　茂　内野　幸典　川手　章司

黒岩　和英　坂本　俊生　土川　哲司

西田　容己　古屋　昭七　三品　幸二

従六位に叙する（各通）